

第六次地域管理経営計画 第一次変更計画書

(上川北部森林計画区)

自 令和 5年4月 1日
計画期間
至 令和10年3月31日

第一次変更年月日：令和 6年3月29日

北海道森林管理局

上川北部森林計画区の第六次地域管理経営計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき変更する。

- 1 国有林野の管理経営に関する基本計画の改定に伴い、「特に効率的な施業を推進する森林」を設定するため、森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項を変更する。

本変更計画は、令和6年4月1日から適用する。

【変更項目及び頁】

- | | |
|--|--------------|
| 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 | |
| (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項 | (12) 1 |

- 注1：()書きは、上川北部森林計画区の第六次地域管理経営計画書の頁である。
2：本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。
3：各表の数値の計は四捨五入のため、必ずしも一致しない。

【現行計画】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、上川総合振興局、関係市町村等との密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していく。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林においては森林経営管理制度による森林の管理経営が行われおり、国有林野事業としてもこの制度が円滑に機能するよう支援に取り組む。

また、これらを通じて、森林を適正に管理して木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等を図ることで林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努める。

【変更計画】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、作業システムの進展や管理経営の一体性等も踏まえつつ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち、地位、傾斜、林道からの距離等の自然条件や社会条件が良いものを「特に効率的な施業を推進する森林」として設定し、当該森林を活用して効率的な取組を進める。